

会議議事録

2016年5月10日

宮田村役場建設課

会議 タイトル	第 6 回 宮田村景観計画策定委員会
議題	<p>報告事項</p> <p>(1) 第 5 回景観計画検討委員会報告</p> <p>①第 5 回議事録確認</p> <p>②第 5 回委員会のまとめ</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 景観計画案について</p> <p>① 第 2 章 景観計画の区域 の変更について</p> <p>② 第 4 章 行為の制限 高さと色彩の基準について</p> <p>③ 第 6 章 屋外広告物の表示及び掲出にあたって</p> <p>④ 第 7 章 公共施設の整備に関する事項</p> <p>⑤ 第 8 章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項</p>
日時	2016年4月25日 (木) 午後4時30分から
開催場所	宮田村役場委員会室
出席者 (敬称略)	<p>委 員：湯澤謙司、浦野宗明、竹平考輝、太田保、矢田典和、須永次郎、 後藤寛、三浦典子、窪田守男、天野早人、長田章敬、佐々木葉</p> <p>進 行：平澤隆靖</p> <p>書 記：熊谷良太郎</p> <p>説明者：報告事項 (1)：熊谷良太郎 (宮田村役場建設課) 協議事項 (1)：熊谷良太郎 (宮田村役場建設課) 佐々木葉委員</p>
欠席者 (敬称略)	委 員：新谷久男、春日孝昭、平澤正次、藤倉英世
議事 (敬称略)	<p>1. 開会挨拶 (事務局原建設課長) 【開会挨拶】</p> <p>2. 新委員委嘱・事務局担当者変更について 【資料 2 に基づき新委員の報告】 【長田章敬委員に委嘱状交付】</p> <p>(事務局平澤) 【出席者確認、1 2 名の出席を確認。委員会の成立の報告】</p>

3. 委員長挨拶

(湯澤委員長)

残すところあと 2 回。この 2 回でつめていく必要がある。

本日も細かいところを決定していかなければならないので議論をお願いしたい。

4. 報告事項

(事務局熊谷)

【資料確認】

(1) 第5回景観計画検討委員会報告

①第5回議事録確認

(事務局熊谷)

【資料 3 に基づいて議事録確認】

【訂正なし】

②第5回委員会のまとめ

【資料 4 に基づいて第 5 回委員会のまとめを報告】

【質疑なし】

5. 協議事項

(1) 景観計画案について

①第 2 章 景観計画の区域の変更について

(事務局熊谷)

【資料5を事務局熊谷が説明】

この項目は第5回委員会の中で、村の国土利用計画に合わせて景観計画の区域の変更を協議したので、区域図に修正を加えたがいかがでしょうか。

【質疑無し】

(湯澤委員長)

それではこの区域図で進めます。

(湯澤委員長)

次に進みます。事務局お願いします。

②第 4 章 行為の制限 高さと色彩の基準について

(事務局熊谷)

この項目については具体的に作業、提案を頂いている早稲田大学から説明を頂きます。

(佐々木委員)

高さと色彩については、数値基準とする中で、前回委員会の中で特に色彩についてはもう少し厳しくした方がいいのではないかという意見がありました。この2つの数値基準に関わる場所は調査結果を踏まえて改めて提案していきたい。

【資料6-1から資料6-4に基づいて第4章 行為の制限高さと色彩の基準について、を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(竹平委員)

全体像をつかむにあたって、サンプル数は適当ですか。

(佐々木委員)

宮田村全体の戸数はどのくらいでしょうか。

(事務局)

個人住宅でおよそ3,000戸ほどです。

(佐々木委員)

3,000戸あるとして、高さについては3,000分の556件、色については3,000分の600です。

(竹平委員)

高さについて、最近の家は耐震構造の基準が変わってきたこともあり、基礎が昔より高くなっている。高さの基準を地面から計測すると昔より高くなっているのではないか。専門家からするといかがか。

(須永委員)

多少は高くなっていますがそこまで大きなものではないと思います。

それよりも2階建てなら天井が高くても9mで問題なく建てられるが、9mで3階建ては不可能に近い。10mだとワンルームのマンションは作れてしまう。2階建てと3階建てでは9mが線引きとなることが重要。

(竹平委員)

今回の9mと10mは意図的にそういう設定にしたのか

(佐々木委員)

はい。

(竹平委員)

9m以上になった場合に、個別の議論をして決定していくとある。具体的なものはこれからだと思うが、ある程度明確にしておかないと色々な理由付けで超えてしまったものが増えてくると基準がぼやけるのかと。

(佐々木委員)

その通りです。

(須永委員)

高さについて、基準を超えるものは代わりに色彩を推奨値以下にしないとした方が明確になるかと。

建築基準法自体ではこの宮田でも高い建物は建てられる。それを景観計画の中でどう制

限を与えるかということになると、他のところより配慮してくださいと持っていくことができる。

(浦野委員)

高さにおいて、村の税収を考えた際に、企業誘致を考える必要がある。工場などを誘致する際に3階建てだと9mを超えてくることが予想できる。

そういったところを考えた際にも「個別に協議する」というところで枠を大きくする必要がある。

(佐々木委員)

今の意見の通り、機械の大きさや形によって高さを超えてくることは当然ある。そのため、個別で対応することが重要になる。例えば、建物が大きい分色は後ほど説明する、推奨値に設定する、緑化を図るなど協議していく必要があるかもしれない。

(浦野委員)

住居系なら9mで問題ないと思うが、商業系、工業系地域などでは9mだと厳しい。

(湯澤委員長)

9m、10mどちらがいいかという話になります。

(後藤委員)

調査の結果では個人住宅の場合多くが9mを超えないということと、耐震といった基礎を含めて9mを超えなければ9mでいいと思う。工場等の大きな建物は個別に対応という形で。

(湯澤委員長)

高さについて、住居系とそれ以外の地域で離してそれぞれで判断していく。

基準を超えた際の判断に関しては今後こういったものにするかを考えていく方向でいきたい。

色彩基準についてはどうか。

(矢田委員)

色彩基準について、伊那や駒ヶ根よりきつく設定してあるということはわかった。また、色の誘導をしていくというイメージも分かるが、例えば、今後宮田にやってくるような若い人が家を建てるのに「宮田は厳しい」という部分がどうなるのか。そこが心配。

もちろん景観という部分ではこの制限は効果のあるものになると思う。

建築関係の委員はこの色彩の数値はどうでしょうか。

(湯澤委員長)

個人的には村として色を収束していくのはいいと思う。

基準を外れるから建てられませんということではなく、なるべく近づけてほしいという方向にということですか。

(佐々木委員)

基準値に関してはその値以下にしないと改善命令があります。

(湯澤委員長)

そこまでのイメージですか。

(佐々木委員)

<p>はい。その通りです。</p> <p>(三浦委員)</p> <p>基準ということだが、今ある家については適用されるのか。</p> <p>(佐々木委員)</p> <p>既存不適格なので適用されません。しかし、今後塗り替えるときには基準に合わせる必要がある。</p> <p>(三浦委員)</p> <p>新しく塗り替えるときや建てるときには業者はそれを知っていて、宮田の基準はこれですとしていくのか。</p> <p>(佐々木委員)</p> <p>そのように周知していかなければならない。</p> <p>(竹平委員)</p> <p>難しいところは業者が宮田に限った業者ではなく、外部から来た業者もある。どこまでそれを周知させていくか。基準ということで、積極的に情報を発信していく必要がある。</p> <p>また、そこに至った道筋が必要になってくる。</p> <p>工場などもこの地域とともに考えていくといったというスタンスが必要になる。</p> <p>(三浦委員)</p> <p>既に建てている人たちがこの基準を見て、「いけないものを建ててしまった」という思いにならないようにしなければならない。</p> <p>(竹平委員)</p> <p>確かに今の三浦委員の発言のように情報の発信を上手にしないとそういった思いをする人も出てくる。</p> <p>(佐々木委員)</p> <p>説明の仕方だが、まだ数が少ないのでいいが、今後色彩基準を超えた家が増えていくと困るので増やさないようにという説明がいいかと思っている。</p> <p>(湯澤委員長)</p> <p>この計画が世に出るときにはそういった説明をしていく必要がありますね。</p> <p>(矢田委員)</p> <p>色彩基準等を決めたときには業者から届出は必要になるのか。</p> <p>(佐々木委員)</p> <p>はい。10㎡以上のものを作ったり改築する際には届出が必要になります。</p> <p>(浦野委員)</p> <p>建築確認申請外の案件、リフォーム等についてはどうするのか。村外業者の方が圧倒的に多いが。</p> <p>(三浦委員)</p> <p>各市町村でもこういった計画を作っているのだから、ある程度の周知はできているのだと思うが、市町村単位ではなく広域的な面からも周知を行っていく必要があると思う。</p> <p>(佐々木委員)</p> <p>建築確認の際に景観条例があるかといった問い合わせは村にはあるか。</p>

(事務局)

問い合わせはあります。

(竹平委員)

色彩基準に面積は関わってくるのですか。

(佐々木委員)

『外壁』としています。

例にもありましたように、ツートンカラーになっていて、部分的にだけ色の基準を満たさないときにはどうするのかというところを細かく決めていくことも必要かもしれませんし、細かく決めている市町村もある。

例えば、外壁の何パーセント以下なら明るいところを使ってもいいなど。ただ、そのときはどのように測っていくなど細かい話が出てきて、そこに対して要綱で示している例もあります。ただ、主たる外壁で規制をしていく形で、部分的に明るい色が入ったとしてもとやかく言うよりは、厳密に取り締まるのは非常に難しいので、こういったルールがあるのを発信し、徐々にそのルールに従っていただく機運を作っていくことになる。

最初から厳密に面積を決めていくのはあまり意味がないかと思う。

(竹平委員)

確かに最終的には全体像として目的とするところが守られていけばいいという話で、そういった細かなところまで決めたとしても運用が大変になるだけ。

例えば、今後計画施行して数年後に変更をすることは可能なのか。

(佐々木委員)

可能です。計画を改定することができます。

(竹平委員)

その前提があれば今の案の部分と、先ほどの高さや色の部分を複合的に見て、高さが外れる場合には色を抑えるなどコントロールしていけばいいと思います。

(佐々木委員)

それができるのは毎年多くの家が建つわけではないコンパクトな宮田村ならではの。

(竹平委員)

色彩について、先ほど事例が出たが、ログハウスなどの自然の材を使った建築物はどうなるのか。

(佐々木委員)

他市の例を見ると自然素材を使った場合はその限りではないという文言がある。

今回の調査では塗装している様子が見受けられたのでペンキなど塗る場合には基準値に抑えてほしい。

(矢田委員)

長野県の中で先生たちが調査し、設定したこの基準は少数派になるのか。

(佐々木委員)

少数派です。軽井沢並みです。

(矢田委員)

そうすると、10年、20年、30年と経過するとすばらしい風景が残るということで

すか。

(佐々木委員)

そのように期待しています。

(矢田委員)

先ほどの話になってしまうが、新しく宮田村に来る人に対してのデメリットはなにかあるのか。

(須永委員)

こういった景観がいいとして人が集まってくる場合もある。

(矢田委員)

確かにこの基準で長い年月が経過した場合、財産にはなる。

ただ、この基準に対しての反発があるのかないのか、基準値を決めるにあたって判断が難しい。

(佐々木委員)

先ほどの調査よりこの基準値を超えているものがそこまでないのがわかる。彩度4で見たときにそれを超えているものは少ない。

特に屋根は測定値を越えているものはありますが、光の加減でそう見えるだけで越えているものは少ない。

(須永委員)

譲歩して基準値の中に入るくらいのもの量と、完全に基準値から外れてしまっているものを考えると、今の基準でも基準値内に収まるような選択の余地はあると思う。

(三浦委員)

個人の趣味について色をどう捉えるかということを考えると、村のイメージとして、皆でここを守ろうという機運が高まれば皆の意識で規制ができるのが理想と考えると、住民にどのようにそれを伝えるかが重要。

中越や北割などのサブ区域の理解を得るのは大変だと思う。しかし、現にいい雰囲気がかもし出しているところを周知していくことで村全体がいい方向に進んでいくと思う。

(佐々木委員)

その通りで、どういう資料で皆さんに聞いていただくか、理解してもらえるかというのが重要。

(矢田委員)

異議がなければこの基準でいいのではないか。ただ、何回も出ているが説明の仕方が重要。

(後藤委員)

ある地区ではここ2、30年で30戸ほど住宅が増えている。家を建てる時に業者との打ち合わせ上は問題ない色彩でも、周りと比べたときに失敗したという声もある。

そういった誘導をしていくことも大事だと思う。

(矢田委員)

何回もの繰り返しになるが、サブ区域として上げられている中越は意識して残してきたわけではない。

今までよしとして生活してきた部分を行政指導や外部管理で数値を決定していくと反発が予想される。そういった特性があることを意識させて残していく必要もあるのかもしれない。

伊那谷で先駆けて若干厳しい基準にしました、と。そうすると、30年後を見たときに他市町村よりもいい景観を残しているようになっていけばよい。

(窪田委員)

景観は今の損得ではなく将来に渡る価値だという認識を持たせる必要がある。

(竹平委員)

色彩について、昔は建築素材が少なく、色のパターンも少なかったが、今は多くなっている。同じ色でもモルタルかガルバニウムかといった素材で大きく変わってくる。

基準でしか表現ができないが、これでいいのではないか。

(湯澤委員長)

委員の皆さんにはこういった形で理解を頂いたということで次に進みます。

③第6章 屋外広告物の表示及び掲出にあたって

(事務局熊谷)

この項目についても具体的に作業、提案を頂いている早稲田大学から説明を頂きます。

【資料7-1, 7-2, 7-3に基づいて第6章 屋外広告物の表示及び掲出にあたって、を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(浦野委員)

先ほどの建築物は基準で誘導できて、出来上がるにつれて景観に配慮したものができるが、広告は規制されていないと目立つ。手を打つ必要がある。

(竹平委員)

県の規制の方がゆるいということは、地方行政が条例を作っても、ゆるい上位の県条例に従ってしまうこともありえるのか。

(佐々木委員)

そこは問題ありません。村の条例に従う形です。

(矢田委員)

伊那や駒ヶ根はどういったものを作っているのか。

(佐々木委員)

県条例とほぼ同じものですが、自分のところで運用して今後厳しくしていくとしており、出発点は県と一緒。自分の条例で自分のところでやっていくということ。

(矢田委員)

条例を作るとなるとお金も人材も必要になる。

行政コストが上がることも考えなければならない。

(窪田委員)

伊那市は屋外広告物条例を持っていないが、独自の条例を作ろうと検討している。駒ヶ根市は看板整備に関して補助金を出している。

<p>屋外広告物については長い時間をかけてやっていくしかない。</p> <p>1つは、美しい風景は今の損得もあるが、将来に渡って宮田村が新しい価値で豊かになることが大事。</p> <p>景観をよくすることで宮田村もよくなるということのひとつ。</p> <p>行政と住民協定などで話をしていくということを盛り込んでいけばいいと思う。</p> <p>農道看板について広告看板を極力なくしていきたいとして取り組んでいる三風の会では、誘導看板はもちろん必要だが、シンプルで統一的なものにしていくという方向にある。</p> <p>(矢田委員)</p> <p>三風の会の理念を県では規制区域のように、事業性の看板以外は立ててはいけないというような路線の指定はできるのか。</p> <p>(長田委員)</p> <p>県から路線を指定することはない。あくまでも各市町村が景観行政団体となり、この地域をこうしていきたいという要望で対応していく。</p> <p>(矢田委員)</p> <p>当然広域になるので地方事務所などが音頭を取るような形ならそれを尊重するという書き方にすればよいと思う。</p> <p>(窪田委員)</p> <p>地方事務所、建設事務所、広域連合、伊那と駒ヶ根の商工会議所、上伊那8市町村も含め三風の会に所属している。</p> <p>阿部知事から一緒に取り組んでいく話ができている。</p> <p>(竹平委員)</p> <p>看板の自動更新で除却を忘れてしまうこともある。</p> <p>看板は誘導の役割があるが、今はナビゲーションがあったり、看板はあまり必要ではないと感じる。</p> <p>看板の目的は目立たせないといけなくて、かつ景観に溶け込ませないといけないというのは難しい。</p> <p>(三浦委員)</p> <p>統一した風景にマッチした看板が多くなり、きらびやかな看板が違和感になってくると、そのきらびやかな看板を排除しようという動きになるが、それは難しい。</p> <p>(窪田委員)</p> <p>売上高＝店の前を通る人×立ち寄り率×購買率なので、看板というのは立ち寄り率を上げるものといわれているが、それはありえなくて、自分のところが目立つようにすると他も真似をする。そうすると結局、店の前を通る人全体が減る。</p> <p>伊那や駒ヶ根へ行ってもよそと同じということになってしまっただけでは意味がない。目先の一時の目立つことを押さえていくことが重要と思う。</p> <p>(竹平委員)</p> <p>今後県の基準が変わることはあるのか。厳しくするなど。</p> <p>(長田委員)</p> <p>今のところ機運が高まっている様には見られない。現状で問題があれば対応していく。</p>
--

(竹平委員)

県の基準がゆるく、地方の基準が厳しいというギャップが今後でてくるが、そういう機運が高まってくれば問題が起きたからということではなく、県の基準を変えていけるのであれば意味のあるものになる。

(長田委員)

県の基準をそこに合わせていくというのは難しい。それは、一律の基準ができないからであり、そうしたいところは個別に区域を設けたりしている。

県と地域の基準に付加して、村の条例を検討したりしていくことだと思う。

(竹平委員)

建築物に比べ広告物は多種多様で基準が広い。ここでいきなり基準を決めても実際のコントロールと乖離している部分が埋められないと思う。

方針や、今後こういった考え方をするといったところからスタートしていく必要がある。

(湯澤委員長)

そういったことを盛り込んでいく必要がある。

将来的には何らかの規制をかけた方がいいので、そのあたりを含めていきたい。

(竹平委員)

村としても景観条例があるというのを今後進出してくる企業に説明することはできるのか、また、宮田村がこういう方向に向かっているというのを説明はできますか。

(事務局)

可能です。

(窪田委員)

南箕輪村でも窓口でそういったことを説明している例がある。

(竹平委員)

今回私は景観計画の委員に選ばれて今後どうなるかが気になる。選ばれなかったとしたら情報としては入るが、そこまで気にはならなかったと思う。

それと一緒に関わらなくても情報を出していくことによって少しずつ変わっていくものもあるのではないかと思う。

(湯澤委員長)

それでは、この方向を踏まえていきたいと思います。

④第7章 公共施設の整備に関する事項

(事務局熊谷)

この項目についても具体的に作業、提案を頂いている早稲田大学から説明を頂きます。

【資料8に基づいて第7章 公共施設の整備に関する事項、を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(竹平委員)

<p>この内容で問題ないと思います。</p> <p>理由としても、他市町村と繋がっている道や川は宮田村だけではないので、今後大きな基準の中で考えていけば良いと思う。</p> <p>村固有で持っているものはリスト化しておくとか具体性を持ってきた中で今後分かりやすいと思う。</p> <p>(三浦委員)</p> <p>アクションプランで宮田宿に関して動こうというのがある。今後、どう表現して守っていくか会としても手を入れたい。</p> <p>(佐々木委員)</p> <p>リスト自体を景観計画の中ではリストを作っていくと示しておいて、例えばという形で例を入れていければと思っています。</p> <p>(湯澤委員長)</p> <p>この章については細かいところは大筋で問題ないということにします。</p> <p>⑤第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項</p> <p>(事務局熊谷)</p> <p>この項目についても具体的に作業、提案を頂いている早稲田大学から説明を頂きます。 【資料9に基づいて第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項、を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】</p> <p>(竹平委員)</p> <p>これについてはどこまで波及性があるかの問題があるが、宮田方式という中でも私たちはヤマソービニオンというブドウを育ててワインを作っているという6次産業構想で動いています。</p> <p>ビールやウイスキーに使う二条麦の栽培試験をしている。</p> <p>農業が健全に行われる、という健全というのは作ったものが正しく買われてそれが生活に反映しているという部分ではそういった活動が動いているので、文言について背景がきちんとしているので問題ない。</p> <p>林業についても県から相談がきていて、ウイスキー事業の関係で国産のミズナラ材の需要が高まっている。</p> <p>長野県は山林が多いのでスギ花粉などのアレルギーの関係などがあるので間伐を行い、広葉樹のミズナラを育てていくということも検討が始まっている。まだ具体的になっていないので、今後事例を付加しながら変えていくといいと思う。</p> <p>(湯澤委員長)</p> <p>よろしければ、このような形の文言を盛り込みまとめていきたい。</p> <p>(湯澤委員長)</p> <p>他になれば、次に進みます。事務局お願いします。</p>

	<p>5. その他 【特になし】</p> <p>(湯澤委員長) 【閉会挨拶】</p>
資料	<p>事前配布資料</p> <p>(資料 1) 第 6 回 宮田村景観計画策定委員会 会議次第</p> <p>(資料 2) 委員名簿</p> <p>(資料 3) 第 5 回委員会議事録</p> <p>(資料 4) 第 5 回委員会のまとめ</p> <p>(資料 5) 第 2 章 景観計画の区域の変更</p> <p>(資料 6-1) 第 4 章 行為の制限 高さと色彩の基準について</p> <p>(資料 6-2) 建物高さ調査</p> <p>(資料 6-3) 色彩調査結果と基準値案</p> <p>(資料 6-4) 色調査全地区一覧</p> <p>(資料 7-1) 第 6 章 屋外広告物の表示及び掲出にあたって</p> <p>(資料 7-2) 長野県屋外広告物しおり</p> <p>(資料 7-3) 第 6、7、8 章他市例一覧表</p> <p>(資料 8) 第 7 章 公共施設の整備に関する事項</p> <p>(資料 9) 第 8 章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項</p> <p>当日差し替え資料</p> <p>(資料 6-4) 色調査全地区一覧</p>